平成２７年（フ）第３３７０号
大阪府守口市梶町１丁目22番２号、前住所大阪府守口市梶町１丁目38番６号
債務者　原田　直樹
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４０６号
大阪市港区磯路２丁目12番１―510号、前住所大阪市淀川区三津屋北２丁目13番２号
債務者　高木　正二
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４１９号
大阪市北区長柄東２丁目５番２―702号、前住所大阪市北区長柄東３丁目２番４―904号
債務者　五十川千代子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５５１号
大阪府豊中市立花町２丁目３番４―105号
債務者　藏屋敷弘美
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８７６号
埼玉県川口市西青木４丁目４番36―403号　エステートＫ
債務者　酒井由紀子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３６０号
埼玉県川越市砂新田１―14―５　クレスト花野401、住民票上の住所埼玉県川越市大字大中居274番地１
債務者　高塚　亮輔
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３８６号
埼玉県飯能市大字双柳1147番地４　プリマヴェーラ2002　205
債務者　鈴木　富男
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３８７号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町２丁目23番９号
債務者　勝野　岳夫
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３９１号
埼玉県所沢市上新井１丁目22番地の２　鹿島ハイツＡ―101
債務者　佐藤　幸代（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７２号
埼玉県深谷市稲荷町１丁目７番５号　ダイアパレス深谷107号
債務者　山本　哲也
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３９０号
埼玉県入間市大字仏子183番地２　ユニハイム510
債務者　杉山　　勝
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３９２号
埼玉県富士見市諏訪２丁目13番46号　エクセル20　201
債務者　加藤　丈夫
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４０９号
埼玉県入間市大字上藤沢681番地３　県住２―306
債務者　古澤　　寛
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２８２号
相模原市中央区淵野辺３丁目10番18―1004号
債務者　西本　　豊
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２８５号
相模原市緑区上九沢340番地22　メゾン笹野205
債務者　佐藤　継道
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２８９号
相模原市中央区千代田５丁目10番６号　ドムス千代田202
債務者　中村　正一
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２９７号
相模原市中央区相模原６丁目５番13号　ドルミサガミハラ304
債務者　茂内　敦子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部